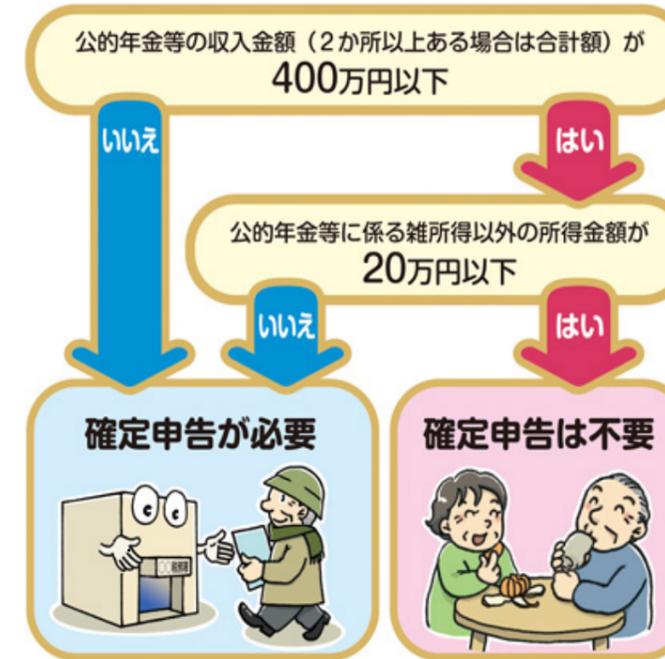


せっかく手続きをするなら・・・

最大限の還付を受けるため、該当する領収書などはもれなく集めましょう。確定申告は「**生計を一にする世帯分をまとめられます**」。例えば仕送りをする子どもの分も対象になります。親が払った子どもの国民年金保険料などは申告を忘れやすい例の一つです。

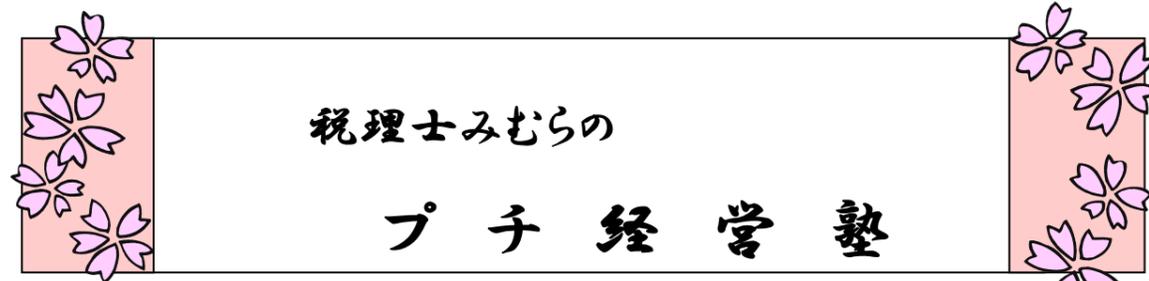
年金受給者の確定申告不要制度

平成23年分の所得税から「**確定申告不要制度**」が導入され、これによって多くの方が確定申告を行う必要がなくなっています。



確定申告不要制度の対象者

1. 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
 - 老齢基礎年金、老齢厚生年金、老齢共済年金
 - 恩給や過去の勤務に基づき使用者であった者からの支給される年金
 - 確定給付企業年金契約に基づいて支給される個人年金
2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方
 - 生命保険や共済などの契約に基づいて支給される個人年金
 - 給与所得、生命保険の満期返戻金など



税理士みむらの

親子経営塾

日本経済新聞より

還付申告に時間をかける価値

確定申告が2月16日から始まります。消費税が上がり、食料品や日用品の値上げが相次ぐなど、家計の負担は重い。会社員は確定申告になじみが薄いですが、多額の支出をしたり、損害を受けたりはした場合は税金が還付されることがあります。

還付申告・・・必ず税金が戻ってきます。

確定申告・・・税金が戻ってくる場合と納める場合があります。

還付申告は過去何年分できる？

還付申告書は、年末調整をされている方（**確定申告をしていない方**）の場合、還付のための申告書を提出できる日から起算して**5年間**、遡って還付申告書を提出することができます。この「還付のための申告書を提出することができる日」とは、その年の翌年1月1日です。例えば平成23年分の還付申告を提出できる日は、平成24年1月1日から5年なので、平成28年12月31日までの期間内であれば還付申告ができます。

こんなケースは税金還付も

ケース	対応する制度例とポイント
<ul style="list-style-type: none"> ● 家を買った ● 家を売った 	住宅ローン控除、住宅の譲渡損失の損益通算 住宅ローンの残高に応じて、税を減額。住宅の譲渡損は条件に注意
<ul style="list-style-type: none"> ● 災害で家に被害 ● 盗難の被害 	雑損控除 直接の損害のほか関連費用も対象。保険金を受け取ったら相殺
<ul style="list-style-type: none"> ● 家族が出産 ● 家族が長期の入院 	医療費控除 通常、費用の10万円を超える分に適用。市販薬や健康保険適用外の歯科治療も
<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと納税 ● 寄付 	寄付金控除 寄付金控除の対象となるのは自治体など特定の団体のみ
<ul style="list-style-type: none"> ● 年末調整で記載漏れ ● 子の国民年金保険料を支払い 	社会保険料控除、生命保険料控除など 世帯の範囲に注意。保険料控除には上限も

出費額の確認を

確定申告とは前年の所得税を確定する作業のこと。

会社員は会社を通じて所得税を納めており、年末調整で納税手続きが終了することが多い。だが、**特定の支出や損失などがあった場合に確定申告をすれば、既に払った税金の一部が還付される**ことがあります。

税の還付につながる支出や損失のケースとしては住宅の売買、自然災害などの災難、高額な医療費、寄付などがあります。特別な出費ばかりではなく、家計から大きな出費をした年は確定申告で還付の可能性がないか確かめてみるというでしょう。

申告の方法

- 税務署や確定申告の作成会場で作業ができ(源泉徴収票や領収書等の書類の用意が必要)不明点は、その場で職員等に聞くことができます。
- ネットで自宅から国税庁のインターネットサイト「確定申告書作成コーナー」を使えば初めての人も難しくはない。
- 自宅のパソコンから申告書作成サイトを使い、申告書を印刷して領収書などとともに税務署に郵送か持参します。
「e-Tax」というネット経由で提出する場合は、住民基本台帳カードを持っていることが前提となります。

期限は平成27年2月16日～3月16日まで

早く手続きをすれば手元にお金が入るのもその分早くなります。

